

電子申請における宅地建物取引業関係の手引き

広島県土木建築局建築課

(令和7年3月)

この手引きは、広島県での電子申請における宅地建物取引業関係の申請等手続きについてまとめたものです。

電子申請は、国土交通省手続業務一貫処理システム（以下「eMLIT」という。）を通して行います。eMLITにおけるアカウント作成方法や申請画面の操作等の詳細は、国土交通省 HP 掲載の申請マニュアルをご確認ください。広島県での電子申請の概要はこの手引きに記載をしておりますが、国土交通省マニュアルと併せて確認しながら申請手続きを進めてください。

| |
|--|
| 【国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）ポータル】 |
| ポータル 国土交通省手続業務一貫処理システム (mlit.go.jp) |
| 【eMLIT の操作に関するマニュアル】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について・国土交通省 (mlit.go.jp) ・ 国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）申請者マニュアル |

| | |
|---------------------------------|---|
| システム（eMLIT）の操作に関する問い合わせ先 | <p>[1] 電話による問い合わせ 問合せ先 03-4577-9227 サポート時間 平日 8:00-18:15 （土・日・祝日、年末年始を除く）</p> <p>[2] メールによる問合せ 問合せ先 helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp</p> <p>[3] eMLIT の問合せフォーム システム上から問合せください。</p> <p>※[2]メールと[3]問合せフォームの受付時間は 24 時間 365 日です。（対応は平日の 8:00-18:15）</p> |
| 添付書類等申請内容に関する問い合わせ先 | <p>広島県土木建築局建築課 宅建業グループ 082-513-4185 受付時間 平日 8:30-17:15 （土・日・祝日、年末年始を除く）</p> |

目次

| | |
|---------------------|---|
| 1. 対応手続きについて | 1 |
| 2. アカウントについて | 1 |
| 3. 申請時期について | 1 |
| 4. 手続きの流れについて | 2 |
| 5. 手続きの提出窓口について | 3 |
| 6. 添付書類について | 4 |
| 7. 手数料について | 5 |
| 8. その他入力の際の注意事項について | 5 |

1. 対応手続きについて

宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）関係で、現在広島県が電子申請に対応している申請（届出）は次のとおりです。

- ・免許申請（新規、免許換え新規及び更新）
- ・変更届出
- ・廃業等届出
- ・業務を行う場所の届出（50条2項関係）
- ・免許証の書換え交付申請
- ・免許証の再交付申請

【注意】営業保証金の届出については、直接管轄の建設事務所窓口に提出してください。

2. アカウントについて

eMLIT の使用には、最初にアカウントの準備が必要です。宅建業関係の手続きを行う場合には、必ず G ビズ ID が必要になります。

アカウント作成方法の詳細は、[国土交通省申請マニュアル](#) P7「1.1 eMLIT のアカウントを準備する」をご参照ください。

3. 申請時期について

宅建業免許更新申請については、宅地建物取引業法施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定する期間のみ電子申請による手続きを受け付けます。

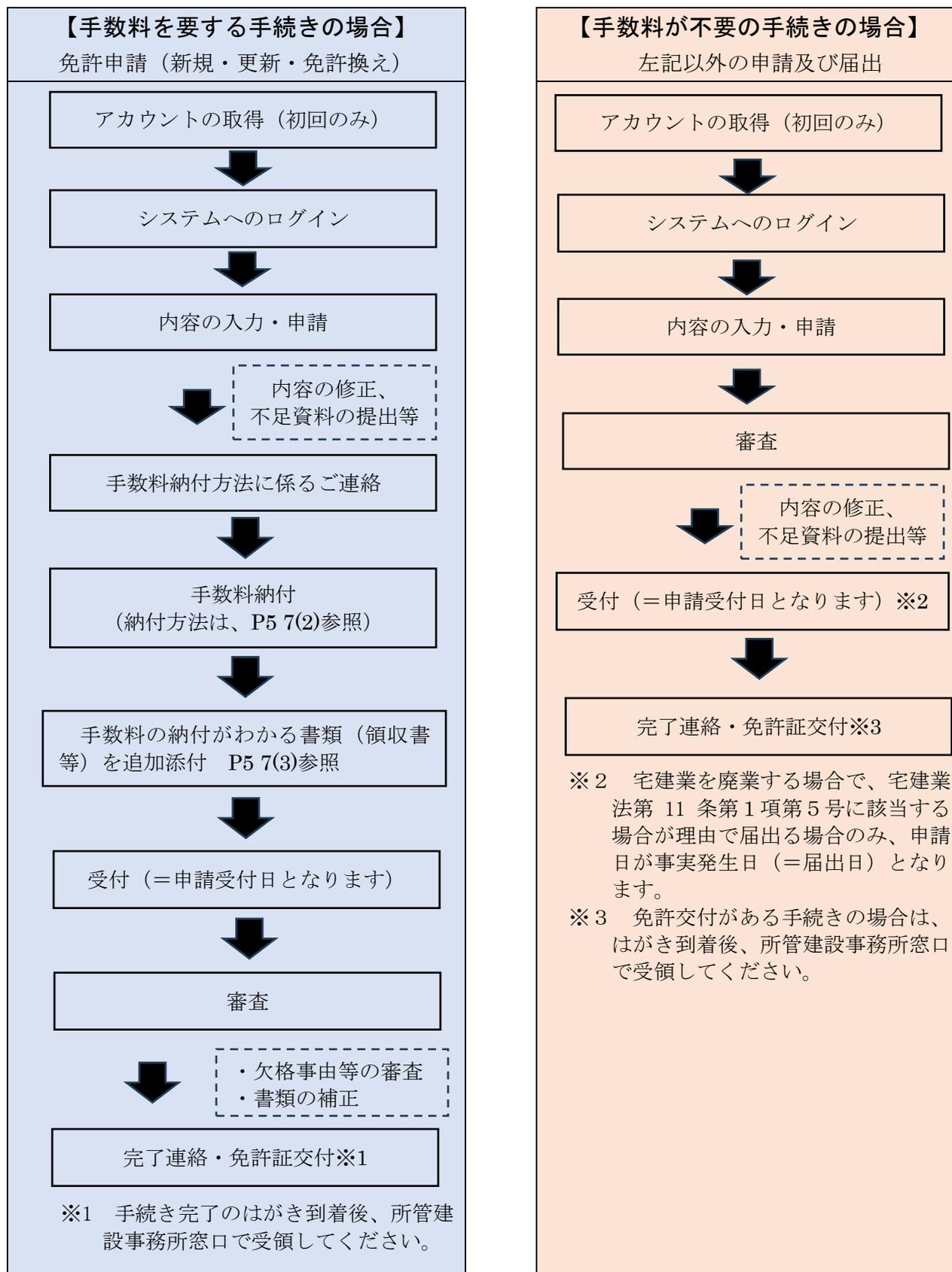
このため、免許の有効期間満了の日の29日前より後に行われた電子申請は受け付けることができませんので、従来どおりの紙申請による手続きを行ってください。

| | 免許有効期限 90 日前 更新申請受付可能) | 免許有効期限 30 日前 | 免許期限 |
|------|---------------------------|--------------|------|
| 電子申請 | 申請可能 | 申請不可 | 申請不可 |
| 紙申請 | 申請可能 | | 申請不可 |

このほかの申請（届出）は、電子申請による手続時期の制限はありません。

4. 手続きの流れについて

手続きの流れは大きく分けてふたつあります。



電子申請は、基本的にシステム内の連絡ツールで補正等の連絡をします。このため、窓口を持参して提出する紙申請より時間を要しますので、お急ぎの場合は、従来どおり紙によりより申請してください。

また、補正に時間がかかり、免許有効期限までに受付が難しいと判断した場合は紙申請で申請するように案内する場合があります。

【注意】

次のような複数の関連する申請・届出を提出する場合は、全ての申請・届出について「電子申請」又は「紙申請」のいずれかに統一してください。補正指示等が行き違いとなる可能性があります。

- ・ 免許申請に先立ち変更届出書の提出が必要な場合
- ・ 変更届出書により免許証書換えが発生する場合の免許証書換え交付申請

5. 手続きの提出窓口について

申請先は、本店の所在地により異なります。

また、「宅建業免許申請」、「変更届」、「免許書換え交付申請」の手続きについては、西部建設（呉支所、東広島支所を除く）管内に本店があり、かつ、（公社）広島県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会に入会している場合は、各所属の協会に申請してください。

誤った申請先に申請してしまった場合は、取下げて正しい申請先に申請するよう連絡があります。

| 本店所在地 | | 申請先 |
|-------|---|--|
| 1 | 広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町 | 協会会員：所属協会 ※ 免許申請、変更届、免許書換え交付申請に限る 上記以外：西部建設事務所 |
| 2 | 呉市 | 西部建設事務所 呉支所 |
| 3 | 竹原市、東広島市、大崎上島町 | 西部建設事務所 東広島支所 |
| 4 | 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町 | 東部建設事務所 |
| 5 | 安芸高田市、三次市、庄原市 | 北部建設事務所 |

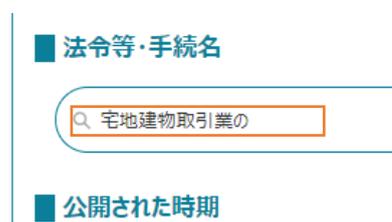
(例) 申請手続き（窓口）の選択（宅建業更新申請の場合）

- ① 手続きを検索します。



- ② 「宅地建物取引業の」と入力して検索ボタンを押下します。

正式な手続き名称でなければ検索結果に反映されませんので、「宅建業」と入力しても検索結果は「0件」となります。



- ③ 手続き一覧から対象手続きを検索して選択します。

| 法令等 | 手続 | 申... |
|----------|--|------|
| 宅地建物取引業法 | 宅地建物取引業の免許申請_大臣免許【宅建】 | - |
| 宅地建物取引業法 | 宅地建物取引業の免許申請_知事免許【宅建】 | - |
| 宅地建物取引業法 | 宅地建物取引業の免許申請_広島県知事免許（本店が西部建設事務所管内（呉支所、東広島支所管内を除く）の（公社）広島県宅地建物取引業協会・（公社）全日本不動産協会広島県本部の会員）【宅建】 | - |

上記表の2～4及び1の協会会員以外の方はこちらを選択

上記表の1に該当する協会会員はこちらを選択

- ④ 申請情報の画面に移動

まず、選択手続きが誤っていないか確認してください。

経営情報のすぐ下で、現在のページで行える手続名が明記されていますので、間違っていた場合は、画面上部の「キャンセル」でひとつ前の画面に戻ってください。

選択した手続きに誤りがなければ、必要項目を入力してください。必須項目の入力等がされていない場合は、申請ボタンを押下できません。

手続内容

ブラウザの戻るボタンを使用すると、入力途中の情報が消えてしまう可能性があります。そのため、画面の「一時保存」ボタンを適宜使用してください。

キャンセル
一時保存

■ 基本情報

| | |
|---|--|
| 申請年度 <input type="text" value="-"/> | 申請年月日 必須 <input type="text"/> |
| 文書番号 <input type="text"/> | 申請ステータス <input type="text"/> |
| 提出先（組織区分） 必須 <input type="text" value="都道府県庁（共通）"/> | 提出先（組織） 必須 <input type="text" value="広島県庁"/> |

> 経営体情報

手続名：宅地建物取引業の免許申請_広島県知事免許（本店が西部建設事務所管内（呉支所、東広島支所管内を除く）の（公社）広島県宅地建物取引業協会・（公社）全日本不動産協会広島県本部の会員）【宅建】

6. 添付書類について

必要添付書類については、紙申請書類と変わりません。必要添付書類については、[広島県のホームページ](#)でご確認ください。

ただし、**電子申請に限り**、官公署が証明する書類については、原本をスキャンする方法などにより作成されたファイル（PDF データ等）を添付すればいいため、原本を別途送付して提出する必要はありません。（宅地建物取引業法解釈・運用の考え方 第四条第二項第四号関係第2項）

なお、広島県において添付を必須としている書類（専任の取引士の誓約書や専任の取引士の宅建士証の写真等）で、システム上必須となっていないものは、申請届出内容の画面の「その他添付フ

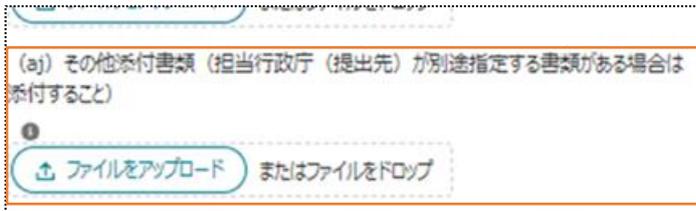
イル」欄で、書類名を付けた書類のファイルをアップロードしてください。

添付できるファイルの形式などは、[国土交通省申請マニュアル P133](#)「補記 1.2.5 ファイルの添付方法」でご確認ください。

【法人の場合】



【個人の場合】



また、令和7年4月1日から、略歴書等添付申請書類の一部の様式に変更がありますので、**必ず新様式**で添付書類を作成してください。旧様式で提出されている場合は、補正の対象となります。

※ 新様式は、国土交通省のホームページにも掲載されています。

[（建設産業・不動産業：様式ダウンロード - 国土交通省）](#)

7. 手数料について

(1) 手数料額

電子申請に限り、26,500円となります。

(2) 手数料納付方法

次の2種類です。申請先窓口において現金の支払いはできません。

- ・ 広島県電子申請システムを利用した電子納付
- ・ 納付書による銀行窓口での納付

※ 西部建設事務所（呉支所・東広島市所管内を除く）所管内に本店があり、各協会に所属の会員は別途所属協会にお問合せください。

手数料納付方法等については、申請内容に不備（添付書類の添付漏れや誤りなど）がないことを確認後に申請先からシステムの連絡ツールでご案内します。

なお、手数料は、納付後申請を取りやめた場合でも返還することはありませんので、ご注意ください。

(3) 領収書等添付方法について

提出している申請を一度取上げて、領収書等をPDFや画像データにして、申請データに添付の上、再度提出してください。

8. その他入力の際の注意事項について

申請画面で入力する際には、次の事項について注意してください。

| 項目 | 法人 | 個人 |
|------------------|--|---|
| 商号又は 名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・外字（入力できない文字）がある場合は、「外字入力有」にチェックして*（アスタリスク）を入力してください。 ・フリガナは、半角カタカナで入力してください。 | |
| | 履歴事項全部証明書記載のとおり入力してください。 | 事務所名を記載してください。 |
| 所在地 | 「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、入力してください。 （例）広島県広島市中区基町一丁目 10 番 52 号 県庁ビル 501 の場合 広島県広島市中区基町 1 - 1 0 - 5 2 県庁ビル 5 0 1 | |
| | 履歴事項全部証明書記載のとおり入力してください。 ※ 履歴事項全部証明書に記載の所在地がマンション名や部屋番号もある場合は、その部分も必ず入力してください。 | 事務所所在地を記入してください。 入力されたとおりの所在地が宅建業事務所の所在地として登録されます。 |
| 代表者氏名 | <ul style="list-style-type: none"> ・外字（入力できない文字）がある場合は、「外字入力有」にチェックして*（アスタリスク）を入力してください。 ・添付する身分証明書に記載のとおり入力してください。 ・フリガナは、半角カタカナで入力してください。 | |
| 電話番号 | <ul style="list-style-type: none"> ・他法人等と共用の電話番号は使用せず、申請者が独自に取得した番号を記入してください。 ・事務所に設置している固定電話の番号を市外局番から半角数字で記入してください。市外局番、市内局番、番号はそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、入力してください。 （例）082-513-4185 | |
| 事務所に関する事項の事務所の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所の名称は、「本店」と記入してください。  | |